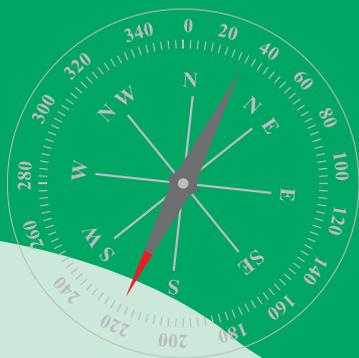


業界のタイムリーな情報をお手元に

# ビルメン FUKUOKA



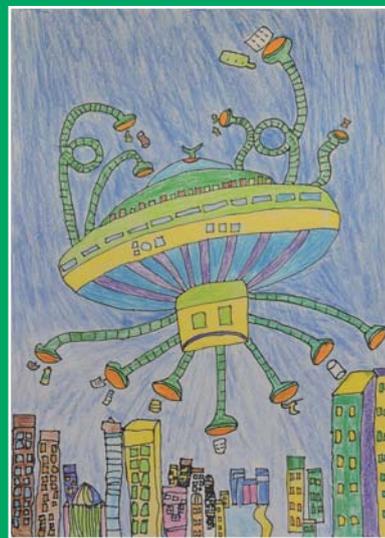
2022

7

Issue ● 343

編集・発行/  
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号  
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432  
<http://www.fukuoka-bma.jp>

馬 偉博さん (東箱崎小学校1年) の作品  
『みらいのそらじき』



2021都市ビル環境の日 第14回「子ども絵画コンクール」優秀賞



✿ 福岡県が外国人材受入企業を支援します!

# 外国人を雇いたい 企業の皆さま!

「?」の解消は、とにかく尋ねてみましょう!

電話相談

メール相談

相談会

講習会



技能実習や特定技能って、なに?

どんな仕事ならOK(どんな就労資格があるの)?

雇用時の注意点は?

どんな届出が必要?

留学生の内定後の手続きは?

✿ 福岡県  
外国人材受入  
企業相談窓口

☎ 0120-86-2905

電話受付時間:10時~17時(土・日・祝・年末年始を除く)

E-mail:soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp ☎ (FAX)092-631-0580

住所:福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内

この事業は福岡県の委託を受けて福岡県行政書士会が実施しています。

# 外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を!

## 募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょ。う。

日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

## 法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

## 適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょ。う。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法に従って適切に対応ましょ。う。

人事管理にあたっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょ。う。

## 解雇等の予防及び再就職支援について

労働契約法に基づき、解雇や雇い止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょ。う。なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

出典：厚生労働省「外国人雇用のルールに関するパンフレット」

## 「不法就労とは？」 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

### 1. 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例) ●密入国した人や在留期間の切れた人が働く ●退去強制されることが既に決まっている人が働く

### 2. 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) ●観光等の短期滞在目的で入国した人が働く ●留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

### 3. 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例) ●外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事務所で単純労働者として働く ●留学生が許可された時間数を超えて働く

## 注意! 事業主も処罰の対象となります!!

■不法就労させたり、不法就労をあっせんした人……「不法就労助長罪」

→3年以下の懲役、300万円以下の罰金

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません)

■不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→強制退去の対象

■ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人

→30万円以下の罰金

出典：法務所「不法就労防止キャンペーンリーフレット」

# STOP! 転倒災害

福岡労働局  
労働基準監督署

FUKUOKA 2022【取り組み期間:令和4年6月~令和5年2月】

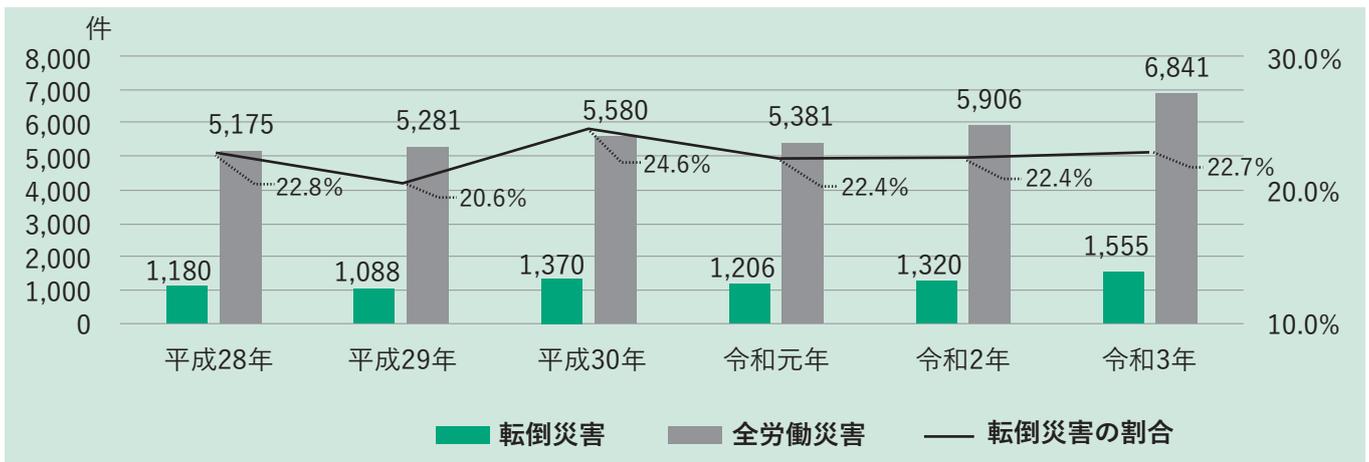
## ① 転倒災害の種類

転倒災害は、大きく「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つに分けられます。



## ② 転倒災害の発生状況(福岡県)

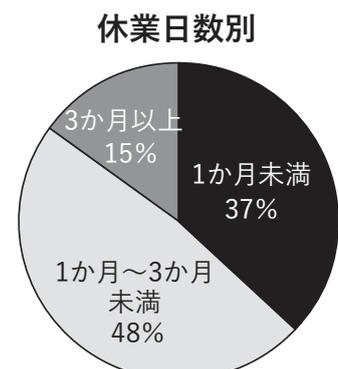
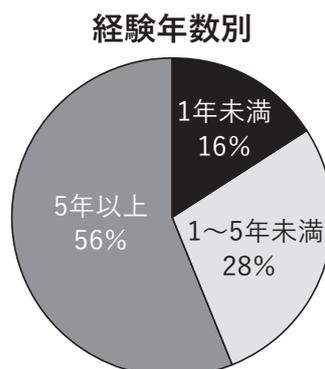
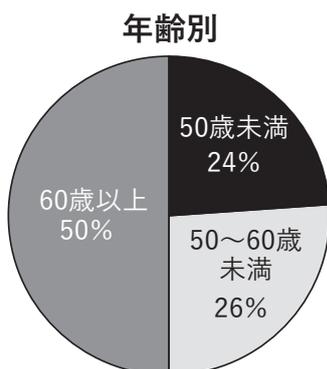
令和3年における転倒災害の発生件数は1,555件と、前年と比較して235件(17.8%)増加しています。また、転倒災害は2年連続で増加しており、全労働災害の2割強を占めています。



資料:労働者死傷病報告(H28~R3)

## ③ 転倒災害の特徴

60歳以上の高齢者の比率が50%を占めており、経験年数が5年以上の労働者が被災する割合も半数を超えています。また、被災者の6割強が1か月以上の休業を余儀なくされています。



資料:労働者死傷病報告(R3)

## 4 具体的な取り組み

### (1) 毎月転倒の危険をチェックしましょう

- ▶ 毎月1～7日に転倒予防のための点検を行いましょう。
- ▶ 転倒予防の点検に合わせて、ヒヤリ・ハット事例の収集も行いましょう。
- ▶ ヒヤリ・ハット事例については、リスクアセスメントを実施し、これに基づく対策を講じましょう。
- ▶ 点検は、以下の項目を参照し、職場の作業環境にあったチェックリストを作成し、点検しましょう。

セーフティチェック項目		✓
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつサイズが合うものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

### (2) 転倒災害の危険箇所には、表示を行いましょう

職場の中で、転倒災害が発生する危険がある箇所には、ステッカーの貼り付けなどにより、危険を可視化(＝見える化)し、注意を喚起しましょう。



### (3) 転倒災害に関する教育を実施しましょう

転倒災害を防止するために、労働者に安全教育を実施しましょう。資料や教材については、厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。



## 5 高齢者の安全衛生対策

転倒災害は高齢者に多く発生していることから、これらの方々に対する対策も重要です。高齢者の安全衛生対策については、厚生労働省ホームページをご覧ください。





高年齢労働者を雇用する中小企業事業者の皆さまへ

&lt;令和4年度(2022年度)版&gt;

## 「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日**

### （対象となる事業者）

次の(1)～(3)の全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している(対策を実施する業務に就いていること)
- (2) 次のいずれかに該当する中小事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金または出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数または資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- (3) 労働保険に加入している

### （補助金額）

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)

補助率：1/2

上限額：100万円(消費税は除く)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査のうえ、交付を決定します。

(全ての申請者に交付されるものではありません)

## 申請手続き

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

**申請期間は5月11日から10月末日までです。**

### ① 補助金交付申請(中小企業事業者)

- 補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。  
<https://www.jashcon-age.or.jp>  
◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認のうえ、提出資料を揃えてください。

### ② 審査等(補助金事務センター)

- 申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- 必要に応じて電話で確認する場合があります。

### ③ 交付決定通知書の発行(補助金事務センター)

- 審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- 交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。  
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

### ④ 対策の実施・費用の支払い(中小企業事業者)

- 交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。  
(交付決定通知書が到着したら、できるだけ早く対策を実施すること)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。  
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は補助金の支払いが認められません。

### ⑤ 実績報告書・精算払請求書提出(中小企業事業者)

- 実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出(郵送のみ)
- ※支払い完了後、速やかに提出してください(支払日から20日以内が目安となります)
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

### ⑥ 確認、補助金の交付(補助金事務センター)

- 実績報告書及び精算払請求書を確認のうえ、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

#### 必要な時に手続き

#### <財産を処分する場合の承認申請>

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴って譲渡または廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

### この補助金についてのお問い合わせは

#### 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00(土日祝休み)

(8月8日~12日(夏季休暇)、12月28日~1月4日(年末年始)を除く。)

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



#### 送付先

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10 トイヤビル 5階 エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払いに関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式1、様式1(別紙)、様式1-1、様式1-2、  
様式1-3、様式2に関するお問い合わせはこちら

#### 申請関係

TEL.03-6381-7507 FAX.03-6381-7508  
E-mail: af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

様式3、発注書・納品書等、支払いに関する  
お問い合わせはこちら

#### 支払関係

TEL.03-6809-4085 FAX.03-6809-4086  
E-mail: af-shiharai@jashcon.or.jp

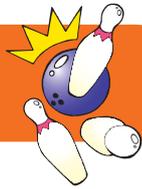
#### 【申請スケジュール】例)7月に申請する場合▼

申請期間(当日消印有効)	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日~7月末日	8月中	8月末日~9月初め	支払い完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

## 調査広報委員会からの お知らせ



### 第23回 福岡県BM協会ボウリング大会開催

- 開催日時 令和4年8月18日(木)  
18:30～
- 開催場所 パピオボウル  
(福岡市博多区千代1-15-30)

\*詳細につきましては、6月末の定期便にて  
ご案内を送りしています。

## 7月 行事予定

7	木	(一社)九州建築物環境センター 第57回定時総会 於：宮崎市
13	水	清掃作業従事者研修〈集合教育〉 基礎コース I (北九州会場) 於：北九州パレス
21	木	(公社)全国ビルメンテナンス協会 2022年度定時総会 於：徳島市
27	水	清掃作業従事者研修〈集合教育〉 基礎コース I (福岡会場) 於：ももちパレス

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。  
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。  
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

## 会員に関する各種変更のお知らせ



### 太平ビルサービス株式会社 北九州支店

- 変更事項 ①代表者 ②協会担当者  
③メールアドレス
- 変更日 令和4年5月16日
- 【新】①②支店長 森川 純二  
③junji.morikawa@taihei-bs.co.jp
- 【旧】①②取締役支店長 宮 弘之  
③hiroyuki.miya@tahei-bs.co.jp



### 株式会社 筑紫ビル管理

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年6月1日
- 【新】代表取締役 江口 純一郎
- 【旧】代表取締役 佐伯 茂洋



### 九州クリーン工業株式会社

- 変更事項 ①代表者②協会担当者(役職名)
- 変更日 令和4年6月1日
- 【新】①②代表取締役 鳴海 賢治
- 【旧】①代表取締役 松本 誠  
②専務取締役 鳴海 賢治



ビルメン業に不可欠の  
水を貯めるダム

### 日向神ダム

表紙の写真

1962年に建設された日向神ダムは、矢部川上流の日向神峡に位置する高さ79.5メートルの重力式コンクリートダムです。福岡県が最初に施工・管理を行った都道府県営ダムで、県営としては現在最も規模が大きなダムです。ダム建設の際に造られた人造湖の日向神湖は、切り立った安山岩が特徴の峡谷で、神話に伝えられる蹴洞岩(けほぎいわ)や天戸岩、正面岩などがそびえ、湖と見事な景観を創り出しています。近年はハート岩も注目され、パワースポットとして多くの人が訪れています。

series ②

## <令和4年度4月分>労働災害発生状況 ※ ( )内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



### ■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	(4)	10(8)	2		(1)	1	1	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人				3(6)	1		6(3)	24(22)

### ■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		(1)	2(2)	2(1)	6(5)	3(5)	11(8)	24(22)

### ■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	11(8)	(1)	1(4)	7(2)	4(7)	1		24(22)